

No.	審議会等名称【県の区分】	総委員数	女性委員	割合 (%)	根拠法等	終期	所管
-----	--------------	------	------	--------	------	----	----

【① 地方自治法180条の5に規定されている委員会等の委員】

1	中野市教育委員会	5	1	20.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	(4年)	学教
2	中野市選挙管理委員会	4	1	25.0	地方自治法	H25. 6. 22	選管
3	中野市監査委員	2	0	0.0	地方自治法	(4年)	監査
4	中野市農業委員会	31	2	6.5	農業委員会等に関する法律	H24. 3. 31	農委
5	中野市固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	地方税法	H23. 5. 10	固定
5	① 小計	45	4	8.9			

【②地方自治法202条の3 (法律・条例等により設置されている審議会等の委員)】

1	中野市防災会議	34	0	0.0	災害対策基本法16条 中野市防災会議条例	規定なし	庶務
	中野市民生委員推薦会				民生委員法	基準日現在 委嘱無し	福祉
2	中野市国民健康保険運営協議会	16	2	12.5	国民健康保険法11条 中野市国民健康保険条例	H23. 8. 14	福祉
3	中野市水防協議会	11	1	9.1	水防法26条 中野市水防協議会条例	H23. 3. 31	消防
4	中野市環境審議会	16	5	31.3	環境基本法第44条 中野市環境審議会条例	H23. 6. 2	環境
5	中野市青少年問題協議会	17	2	11.8	地方青少年問題協議会法第1条 中 野市青少年問題協議会条例	H23. 5. 31	子育て
6	中野市公民館運営審議会	20	6	30.0	社会教育法第29条 中野市公民館条例	H23. 6. 30	公民
7	中野市社会教育委員	10	3	30.0	社会教育法第15条、第17条の2 社会教育委員条例	H23. 4. 30	生涯
8	中野市立図書館協議会	9	6	66.7	図書館法第14条 中野市立図書館条例	H23. 5. 31	図書
9	中野市文化財保護審議会	5	0	0.0	地方自治法 文化財保護法第190条 中野市文化財保護条例	H23. 4. 30	生涯
10	中野市博物館協議委員会	6	1	16.7	博物館法第20条 中野市博物館条例	確認中	博物
11	中野市都市計画審議会	14	3	21.4	都市計画法第77条の2 都市計画審議会条例	H22. 4. 30	都市
12	中野市豊田地域審議会	13	5	38.5	市町村の合併の特例に関する法律	H23. 3. 31	地域
12	② 小計	171	34	19.9			

【③ 法律により設置されている委員】

1	中野市民生児童委員協議会	112	53	47.3	民生委員法	H22. 11. 30	福祉
2	人権擁護委員	9	4	44.4	人権擁護委員法	(3年)	人権
2	③ 小計	121	57	47.1			
19	① ② ③ 合計	337	95	28.2			

【④地方自治法202条の3 (上記以外の審議会等の委員)】

1	中野市放送番組審議会	10	5	50.0	中野市情報通信施設条例	H24. 3. 31	庶務
2	中野市特別職報酬等審議会	9	2	22.2	中野市特別職報酬等審議会条例	H22. 7. 19	庶務
3	中野市情報公開等審査会	5	2	40.0	中野市情報公開等審査会条例	H22. 8. 8	庶務
4	行政相談委員	3	1	33.3	行政相談委員法	H23. 3. 31	庶務
5	中野市表彰審査委員会	5	1	20.0	中野市表彰条例	規定なし	庶務
6	中野市行政改革推進委員会	13	6	46.2	中野市行政改革推進委員会条例	H23. 3. 31	政策
	中野市総合計画審議会				中野市総合計画審議会条例	H19. 8. 9 解散	政策

7	中野市健康づくり推進協議会	21	8	38.1	中野市健康づくり推進協議会設置要綱	H23. 3. 31	健康
8	中野市介護保険事業運営協議会	18	5	27.8	中野市介護保険事業運営協議会設置要綱	H23. 12. 20	包括
9	中野市社会就労センター運営委員会	6	1	16.7	中野市社会就労センター規則	H23. 3. 31	就労
10	中野市少年育成センター運営協議会	18	4	22.2	中野市少年育成センター条例	H23. 5. 31	子育て
11	中野市児童センター運営委員会	8	5	62.5	中野市児童センター条例	H23. 5. 31	子育て
12	中野市少年育成委員	80	19	23.8	中野市少年育成センター条例	H23. 4. 24	子育て
13	中野市次世代育成支援対策地域協議会	19	11	57.9	次世代育成支援対策推進法	H25. 3. 31	子育て
14	中野市保育所運営審議会	8	4	50.0	中野市保育所運営審議会条例	H23. 3. 31	保育
15	中野市美術品取得審査委員会	5	0	0.0	中野市美術品取得審査委員会要綱	H23. 9. 30	文庫*
16	中野市体育指導委員	22	6	27.3	中野市体育指導委員規則	H23. 3. 31	文庫*
17	中野市中山晋平記念館専門委員	3	1	33.3	中野市中山晋平記念館規則	H23. 3. 31	中山
18	高野辰之記念館専門委員	3	1	33.3	中野市高野辰之記念館規則	H23. 3. 31	高野
19	中野市交通安全推進協議会	32	0	0.0	中野市交通安全条例	規定なし	市民
20	中野市人権センター運営委員	11	2	18.2	中野市人権センター運営要綱	H23. 6. 30	人権
21	中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会	15	4	26.7	中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例	H22. 6. 30	人権
22	中野市男女共同参画審議会	11	6	54.5	中野市男女共同参画推進条例	(2年)	男女
	中野市農業経営生産対策推進会議				中野市農業経営生産対策推進会議要綱	廃止	農政
	中野市商工業振興審議会	0	0	0.0	中野市商工業振興条例	基準日 委嘱無し	商工
	中野市観光振興審議会	0	0	0.0	中野市観光振興審議会条例	基準日 委嘱無し	商工
23	中野市勤労青少年ホーム運営委員会	6	3	50.0	中野市勤労青少年ホーム条例	H23. 6. 30	商工
24	中野市働く婦人の家運営委員会	7	6	85.7	中野市働く婦人の家条例	H23. 6. 30	商工
25	中野市水道事業運営審議会	9	4	44.4	中野市水道事業運営審議会条例	H24. 3. 2	下水
26	中野市賞じゅつ金等審議会	6	0	0.0	中野市消防等賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	H23. 3. 31	消防
27	中野市就学指導委員会	10	5	50.0	中野市就学指導委員会条例	H23. 4. 30	学教
28	中野市生涯学習推進会議	23	5	21.7	中野市生涯学習推進会議規則	H23. 4. 30	生涯
	中野市文化財保護協力員			0.0	中野市文化財保護協力員要綱	廃止	生涯
29	学校給食センター運営委員	9	2	22.2	学校給食センター運営委員条例	H23. 6. 30	給食
30	中野市立図書館図書選定委員会	5	3	60.0	中野市立図書館規則	H22. 5. 31	図書
31	選挙管理委員 補充員	4	0	0.0	地方自治法	H25. 6. 22	選管
31	④ 小 計	404	122	30.2	委員会等の数 総合計	女性を含む 委員会数	左の 割合
50	総 合 計	741	217	29.3		50	42 84.0
12	② 小 計	171	34	19.9	地方自治法202条の3【法律・条例等により設置されている審議会等の委員】		
31	④ 小 計	404	122	30.2	地方自治法202条の3【上記以外の審議会等の委員】		
					地方自治法第202条の2に基づく委員会等の数 小計②+④	女性を含む 委員会数	
43	小 計 ②+④	575	156	27.1		43	37 86.0

調査票4-5

議会、民生・人権擁護委員、公民館、PTA、自治会長、市町村職員の状況

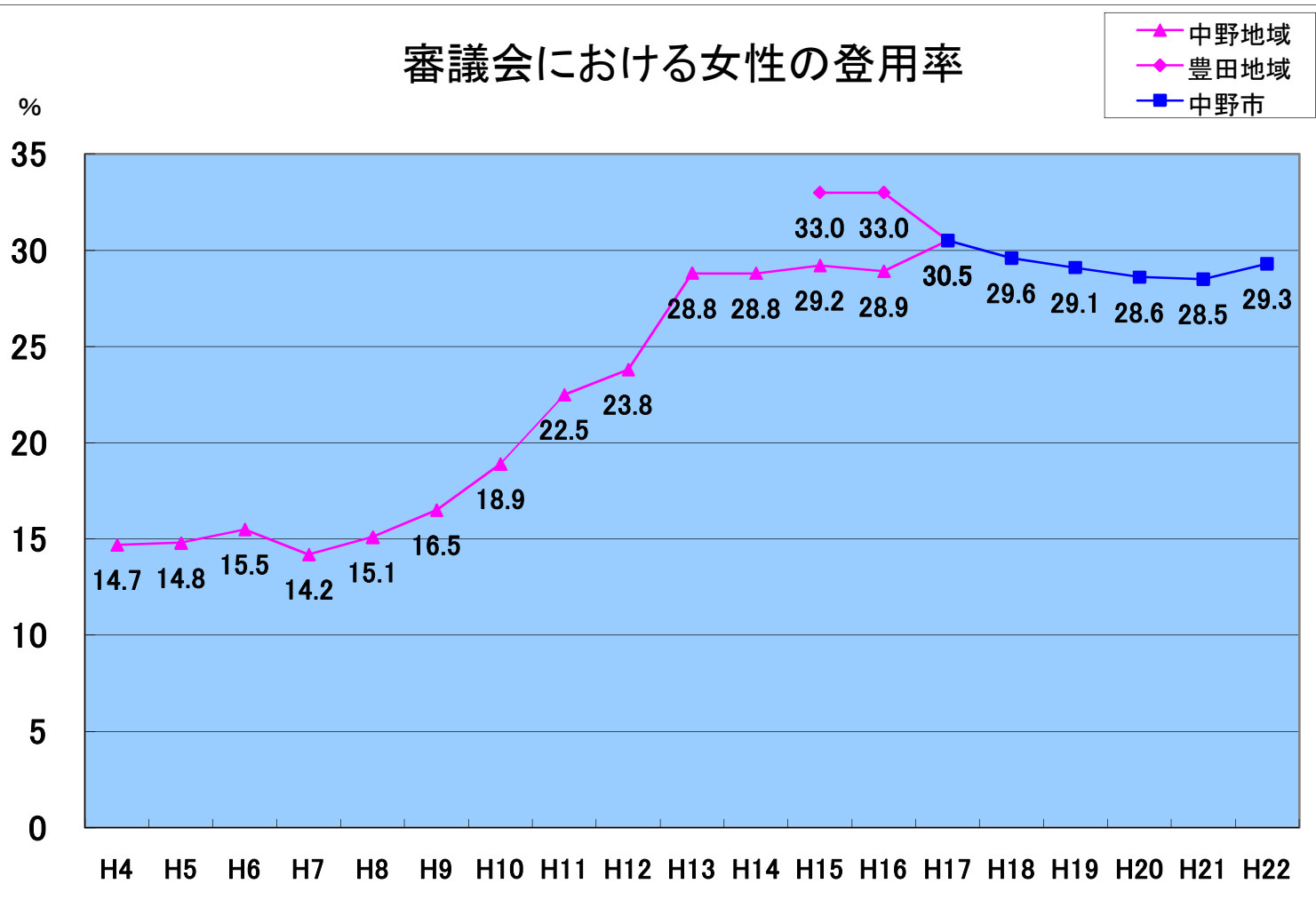
都道府県名	市町村コード	市町村名	1 議会議員の状況			2 民生児童委員等の状況						3 公民館長の状況			4 小・中学校PTA会長の状況									5 自治会長（区長）の状況									
			議会議員			民生児童委員			人権擁護委員			合計			公民館長の状況			小学校			中学校			小中学校を兼ねるPTA会長			合計			自治会長（区長）の状況			
			議員総数	女性	比率	委員総数	女性	比率	委員総数	女性	比率	委員総数	女性	比率	公民館数	館長数	女性	比率	PTA会長数	女性	比率	PTA会長数	女性	比率	PTA会長数	女性	比率	PTA会長数	女性	比率	PTA会長数	女性	比率
長野県	211	中野市	20	2	10.0	112	53	47.3	9	4	44.4	121	57	47.1	4	4	0	0.0	11	0	0.0	4	0	0.0				15	0	0.0	76	1	1.3

都道府県名	市町村コード	市町村名	6 市町村職員の状況（職員全体に占める女性の割合、係長級以上の各級における女性の割合）																				
			職員全体			部長級			課長級			課長補佐級			係長級			係長級以上合計					
			総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率			
長野県	211	中野市	445	204	45.8	34	0	0.0	33	3	9.1	62	29	46.8	51	28	54.9				180	60	33.3

この欄の合計が、調査票4-4「管理職の在職状況」欄の左3列部分に記載される数値となり

女性の市(区)町村長、副市(区)町村長、収入役(地方自治法第139条、161条、168条及び283条)、教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条)、市(区)町村議会議長			
役職	氏名	フリガナ	在任期間

審議会における女性の登用率



1 目的

少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展、地域社会の変化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。今や、男女の人権を尊重し、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、共に責任を担い合う社会づくりを目指した取り組みが求められています。

男女共同参画社会基本法、長野県男女共同参画社会づくり条例、中野市男女共同参画推進条例及び中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン21」などにより、法制面の整備には一定の前進がありました。男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要とされています。

また、私たちの日常生活において「男の役割」と「女の役割」を決め付けていることが数多く見受けられます。市民一人ひとりが、長い歴史や慣習の中で形づくられた性差による差別を認識し、解消するなど「男女が真に平等で、互いに認め合い、共に支え合う意識づくりと行動」が必要です。家庭では協力と社会の支援の下に、育児・介護その他の家庭活動のための自立した生活づくり、さらに社会活動へ参画するための環境づくりが必要です。

中野市男女共同参画社会づくり実行委員会では、中野市民に情報や学習の機会の提供を行い、総合的な男女共同参画社会の形成を推進することを目的とします。

2 事業内容

男女共同参画社会づくりに対する認識を広く市民に深めるための事業を実行委員会において企画、運営する。

(講演会、パネルディスカッション、体験発表、意見発表会等)

3 実行委員会

- (1) 団体等からの推薦委員及び識見を有する者によって組織する、中野市男女共同参画社会づくり実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。
- (3) 実行委員会の事務局は、中野市くらしと文化部男女共同参画推進室に置く。

(裏面へ)

(4) 実行委員の構成団体等及び選出人数（順不同）

基準等①市内に在住で、男女共同参画社会づくりに関心のある方

②約1年間の事業実行（会議は昼間）に従事できる方

③平成22年5月14日（金）までに所定の用紙で推薦

・中野市男女共同参画審議会	1 1 人
・中野青年会議所	1 人
・中野市ママさんバレーボール連盟	1 人
・中野市女性団体連絡協議会	1 人
・中野市老人クラブ連合会	1 人
・なかの男女共生市民会議	2 人
・ふるさと虹の会	1 人
・中野市農村女性活動推進委員会	1 人
・その他本事業に賛同する団体等	若干名

(5) 市関係担当（各団体「事務局」等の担当者）

・健康長寿課	（健康づくり及び高齢者支援）	1 人
・子育て課	（子育て支援）	1 人
・人権政策課	（人権教育の推進）	1 人
・農政課	（農村女性対策）	1 人
・生涯学習課	（生涯学習の推進）	1 人
・中央公民館	（地域文化の推進）	1 人
・商工観光課	（労働環境の整備）	1 人
・学校教育課	（学校教育の推進）	1 人

市長を囲んで ふれあいトーク開催要領

1 目的

少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展、地域社会の変化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。今や、男女の人権を尊重し、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、共に責任を担い合う社会づくりを目指した取り組みが求められています。

男女共同参画社会基本法、長野県男女共同参画社会づくり条例、中野市男女共同参画推進条例、中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン」などにより、法制面等の整備には一定の前進がありました。男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要とされています。

また、私たちの日常生活において“男の役割”と“女の役割”を決め付けていることが数多く見受けられます。市民一人ひとりが、長い歴史や慣習の中で形つくられた性差による差別を認識し、解消するなど「男女が真に平等で、互いに認め合い、共に支え合う意識づくりと行動」が必要です。家庭では協力と社会の支援の下に、育児・介護その他の家庭活動のための自立した生活づくり、さらに社会活動へ参画するための環境づくりも必要です。

中野市では各地区で懇談会等の開催をしておりますが、出席者のほとんどが男性で、女性が気軽に出席できる雰囲気や慣習にはなっていない状況と思われます。

この事業は、国の男女共同参画週間（6/23～6/29）に合わせて行い、女性の市政への理解と関心を高め、男性と共に真のパートナーとして中野市を支える市民の一人であることの自覚と、エンパワーメント（自立）の促進のため女性の意見を聴き、今後の市政に反映させることにより、住みよい地域づくりを推進することを目的とします。

2 テーマ 「これからの中野市をどうするか」

3 日 時 平成22年6月28日（月）午後6時30分から8時30分

- 4 場 所 中野市豊田文化センター2階 会議室
- 5 参 加 者 市内在住、在勤の女性
- 6 市出席者 市長、くらしと文化部長
- 7 日 程 午後 6:30～6:35 開会
午後 6:35～7:05 市長の話
午後 7:15～8:25 フリートークキング
午後 8:25～8:30 閉会
- 8 託 児 無料
- 9 参加申込 参加希望者は6月18日(金)までに、男女共同参画推進室へ
電話等により、住所・氏名・電話番号・託児希望について申込
む。

〒383-8614 中野市三好町一丁目4番27号
(人権センター内)
中野市 くらしと文化部 男女共同参画推進室
担当：佐藤紀子
TEL 22-2111 (内線254) FAX 26-2641
メール danjo@city.nakano.nagano.jp

16年度へ。普及センター井本さん見えた。15.6.6

1 回に家族経営協定とか、組み込みませんか。

農業だけでなく、専業主婦、自営業の方にも、まなびい農委
でも普及の仕事がなくなってしまうかもしれない。目に見えないから

15年度 「女性」を削除し「男女共同参画」を冠する。

15年度 中野、日野、延徳、平野 地区 が女性
高丘、長丘、平岡、科野、倭 地区 が男性 ではいかがでしょうか。

パワーアップ講座 14年度は「女性」パワーアップ講座のまま
中野地区の推薦当番が、14年度で一巡するので

12年度 中町、西町、東町、松川

13年度 普代、東松川、一本木、栗和田

14年度 西条、上小田中、下小田中、東吉田

14. 11. 27に中野地区へは「推薦当番はこれまでとおり 4 区各 1 人推薦をお願いしたいが、女性とは限らないかもしれない」と次の区長さんへ引継をお願いした。

4 月区長会理事会では、実施要領の説明

6 月区長会理事会があれば、実施要領等の配布 要領・内容は、+人数分を同封
なければ送付。中野地区区長会長への依頼文は、事務局である庶務課へ（事務局用に写も用意）

周知方法 「広報なかの」「交差点」「中野市記者クラブ加入機関」

「有線放送」「北信ケーブルテレビ」

講座案内送付（団体・個人）、市民会議会員へ会報と送付 等

男女共同参画 パワーアップ講座 実施要領

— すてきな地域にするために、輝く自分にしませんか —

1 目的

少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展、地域社会の変化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。今や、男女の人権を尊重し、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、共に責任を担い合う社会づくりを目指した取り組みが求められています。

市民一人ひとりが、長い歴史や習慣の中で形作られた性差による差別を認識し、解消するなど「男女が真に平等で、互いに認め合い、共に支え合う意識づくりと行動」が必要です。

この講座では、“男の役割” “女の役割”等のジェンダー（社会的性差）に敏感な視点を養うため、男女共同参画について学び、また、これからの地域づくりに向けて発言できるよう、行政に関する様々な情報や社会について広く学んでいくことを目的とします。

2 開催日時 平成22年7月から10月までの間に6回（予定）

3 場所 中野市役所会議室ほか

4 講座内容 別記参照

5 受講料 無料

6 その他 すべての講座に託児（保育）を用意いたします。（無料）

7 受講者 各地区区長会からの推薦

中野地区4人	その他地区各2人	26人
各種団体推薦及び公募		20人

8 推薦及び申込み期限 6月25日（金）までに男女共同参画推進室へ

中野市 暮らしと文化部 男女共同参画推進室 (中野市人権センター内) (担当) 佐藤 紀子 TEL 22-2111 (内線254) FAX 26-2641 メール danjo@city.nakano.nagano.jp
--

平成22年度 男女共同参画パワーアップ講座

(予定)

	月 日	時間	内 容	会 場
第1回目	7月14日(水)	1:30～ 2:00～ ～3:30 3:40～ ～4:00 4:00～ ～4:50	開講式 自己紹介 講演会 「自分色に輝いて」 講師 馬場 よし子先生 議会の仕組みと役割 議会事務局(中野まなびい塾) 受けてみたい講座について	市役所 32号会議室 市議会議場 市役所 32号会議室
第2回目	8月11日(水)	1:30～ ～4:00	研修会(実技) 「自分も相手も大切に自己表現法」 アサーティブ・ジャパン	中野市 人権センター
第3回目	8月27日(金)	(8:00 12:30～ ～17:30 21:20)	市役所出発) 「男女共同参画のための研究と実践の 交流推進フォーラム」の参加研修 市役所着)	国立女性教育 会館(埼玉県)
第4回目	9月上旬	10:00～ ～12:00	議会傍聴 市政一般質問	市議会議場 傍聴席 第3委員会室
第5回目			(受講者の要望を取り入れた講座)	
第6回目	10月下旬	1:30～ 2:30～ ～3:00	市長講話 中野市長 小田切 治世 講座を振り返って 受講生感想等 閉講式	中野市 人権センター 会議室

男女共同参画推進 出前講座 実施要領

1 目 的

少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など、大きく変化する社会環境のなかで、男女の人権を尊重し、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、共に責任を担い合う社会づくりが求められています。

しかし未だに、日常生活において“男の役割”と“女の役割”を決めつけて、窮屈にしていることが数多く見受けられます。

市民一人ひとりが、長い歴史や慣行の中で形作られた性差による差別を認識し、男女が真に平等で、互いに認め合い、支え合うことの必要性に気づく機会とするため、地域や団体に出向いて講座を開催いたします。

2 事業内容 講演会、懇談会など。

3 対象者 地区、企業、グループ等。
ただし、収益や政治・宗教の表現を目的とする集会は除く。

4 実施期日 平成22年4月～平成23年2月

5 実施場所 申込者の希望する場所（市内の公的施設に限る）

6 実施方法 事前に申込書を男女共同参画推進室へ提出する。
講師の謝礼、チラシの印刷等は市で（原則）負担するが、会場確保等は申込者で行う。

平成21年度 男女共同参画推進 出前講座

	日時、会場	主催、出席者	内 容	講 師
1	4月28日(火) 午後7時00分 豊田人権センター	ふるさと虹の会 15人	講座と実技 「花を生ける」 「男女共同参画社会づくり」	華道 北斗流 師範 松橋きみ子さん 男女共同参画推進室推進係長
2	5月17日(日) 午後1時00分 長元坊集会所	長元坊分館 15人	講演会「共に生きる」 一男も女も、高齢者も子ども達も一	長野県教育委員会 心の支援室 人権教育推進員 宮下英子さん
3	5月24日(日) 午後4時30分 田麦公民館	田麦分館 35人	講座 「運動で内臓脂肪とストレスを減らそう」 「男女共同参画社会づくり」	健康運動指導士 毛利裕恵さん 男女共同参画推進室推進係長
4	7月10日(金) 午後7時45分 草間公会堂	草間区・草間分館 20人	講座 「運動で内臓脂肪とストレスを減らそう」 「男女共同参画社会づくり」	健康運動指導士 毛利裕恵さん 男女共同参画推進室推進係長
5	10月15日(木) 午後1時 岩船公会堂	岩船サロン 14人	高齢者対象講座 「高齢者が安心・安全に過ごすために」	男女共同参画推進室 女性相談員
6	10月17日(土) 午後6時30分 更科構造改善センター	更科区・更科分館 21人	講座「家庭における男女の役割」 (人権教育懇談会と共催)	男女共同参画推進室 女性相談員
7	10月18日(日) 午後6時00分 東吉田区民会館	東吉田分館 41人	講座「家庭における男女の役割」	男女共同参画推進室 女性相談員
8	10月23日(金) 午後7時30分 赤岩公民館	赤岩区・赤岩分館 32人	講演会「共に生きる」 一男も女も、高齢者も子ども達も一 (人権教育懇談会と共催)	長野県教育委員会 心の支援室 人権教育推進員 宮下英子さん
9	10月30日(金) 午後7時00分 東山団地集会所	東山分館 23人	講演会「共に生きる」 一男も女も、高齢者も子ども達も一	長野県教育委員会 心の支援室 人権教育推進員 宮下英子さん
10	11月13日(金) 午後7時00分 日和集会所	日和区・日和分館 25人	講座 「運動で内臓脂肪とストレスを減らそう」 「男女共同参画社会づくり」	健康運動指導士 毛利裕恵さん 男女共同参画推進室推進係長
11	11月15日(日) 午後6時30分 間山公民館	間山区・間山分館 15人	講座 「運動で内臓脂肪とストレスを減らそう」 「男女共同参画社会づくり」 (人権教育懇談会と共催)	健康運動指導士 毛利裕恵さん 男女共同参画推進室推進係長 人権センター指導員
12	1月20日(水) 午前9時30分 豊田農産物加工施設	中野市豊田農産物 加工施設利用組合 35人	講座「家庭における男女の役割」 「男女共同参画社会づくり」	男女共同参画推進室 女性相談員 男女共同参画推進室推進係長
13	2月18日(木) 午後2時45分 勤労者福祉センター	区長会総会 250人	講演会 「自治会活動の中の男女共同参画」	長野県教育委員会 心の支援室 人権教育推進員 宮下英子さん
14	2月24日(水) 午後2時15分 西部公民館	農村女性ネットワーク たかやしろ 40人	講演会 「男女共同参画での社会づくり」	長野県教育委員会 心の支援室 人権教育推進員 宮下英子さん
15	3月7日(日) 午前10時 市民センター	なかの男女共生 市民会議 10人	講座「女性相談窓口から一悩み事あれこれ」 「男女共同参画社会づくり」	男女共同参画推進室 女性相談員 男女共同参画推進室推進係長

女性相談窓口

・・・女性に関する様々な問題、悩みを共に受け止め
一緒に解決への道を探します。・・・

お気軽にご相談ください。

毎週月・水・金（祝日・休日を除きます）

電話相談 午前9時～午後5時

専用電話 0269-23-4810 しんぱいぜろ

心配ゼロと覚えてください。

面接相談 午前9時～午後1時 **予約してお受けします**

相談場所 中野市人権センター
（中央公民館と同敷地内）

相談内容 家庭内のもめごと 不和 離婚 職場の人間関係
配偶者の暴力 ストーカーなど

話すことで気持ちの整理がつくこともあります。
より専門の窓口を紹介することもあります。

秘密は絶対にまもられますので安心してご相談ください。

※ このことに関するお問合せは
中野市 くらしと文化部 男女共同参画推進室
電話 22-2111（内線 254）

平成21年度女性相談受理状況

1 月別

月 別	相 談	継続相談	合 計	20年度実績	比較
4月	2	0	2	11	△ 9
5月	7	7	14	10	4
6月	9	5	14	10	4
7月	3	9	12	13	△ 1
8月	3	6	9	14	△ 5
9月	3	11	14	12	2
10月	10	12	22	9	13
11月	5	3	8	4	4
12月	3	16	19	10	9
1月	2	8	10	7	3
2月	1	4	5	13	△ 8
3月	4	5	9	15	△ 6
合 計	52	86	138	128	10

2 相談内容

内 容	件 数
夫婦問題	6
離婚	7
暴力 (DV)	3
性格・生活	
異性	1
家族	14
子ども	5
育児	
結婚	
介護	
ストーカー	
財産・相続	
精神	1
その他	15
合 計	52

3 相談者年齢

年 代	件 数
20歳代以下	4
30歳代	10
40歳代	9
50歳代	7
60歳代	9
70歳代	9
80歳代以上	4
合 計	52

4 相談手段

	件 数
電話相談	70
面接	68
合 計	138

○中野市男女共同参画推進条例

平成18年12月21日条例第42号

中野市男女共同参画推進条例

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本施策（第10条—第17条）

第3章 中野市男女共同参画審議会（第18条—第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び地域団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- （2）セクシュアル・ハラスメント 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動をいう。
- （3）ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者による身体的、心理的若しくは性的な危害又はそのおそれのある行為、経済的虐待、社会的隔離等をいう。
- （4）市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- （5）事業者 個人又は法人その他の団体にかかわらず、市内において事業を行うものをいう。
- （6）地域団体 区、PTAその他一定の地域内に住所を有する者で組織された団体であって、その区域の住民相互の共同活動を行っているものをいう。
- （7）積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性が尊重されるとともに、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等による社会の制度又は慣行が、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が共に社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活及び社会生活における活動において対等に責任を分担すること。
- (5) あらゆる場から男女間における暴力を根絶すること。
- (6) 生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されること。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえ、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を策定し、実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職域、教育、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、相互に協力して男女共同参画社会づくりの促進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動並びに家庭生活その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念にのっとり、その構成員の性別による固定的な役割分担意識を解消し、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に男女が共同して参画できる体制並びに男女が平等に能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

2 地域団体は、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(禁止行為)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女の人権を侵害する次の行為をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(表現上の留意事項)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次の表現を行わないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識、ドメスティック・バイオレンス等を助長する表現及び連想させる表現
- (2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するため、基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定にあたっては、市民、事業者及び地域団体の意見が反映されるように努めるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市における体制整備)

第11条 市は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を円滑に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスをはじめ、あらゆる悩みの相談に応じ、必要な指導や情報提供をするため、相談員を置くものとする。

(男女共同参画社会づくりに関する教育等)

第12条 市は、小学校、中学校その他あらゆる教育の場及び保育所において、男女共同参画社会づ

くりの促進に配慮した教育又は保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動の充実)

第13条 市は、市民、事業者及び地域団体の男女共同参画社会づくりに関する理解を深めるために、広報活動の充実を図るものとする。

(苦情及び相談への対応)

第14条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策又はその促進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な措置を講じるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりの推進を阻害すると認められる要因による人権侵害に関し、市民から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第15条 市長その他の市の執行機関は、付属機関の審議会等の委員の委嘱に当たり、積極的格差是正措置を講じ、付属機関の委員の構成において男女の均衡を図るように努めるものとする。

(活動の支援)

第16条 市は、市民、事業者及び地域団体の男女共同参画社会づくりの促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 中野市男女共同参画審議会

(設置)

第18条 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、中野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第19条 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて、調査審議を行うものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 第14条の規定により申出があった苦情等についての市の対応に関する事項
- (3) その他男女共同参画社会づくりの推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項に関して調査審議を行

い、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、必要な協力を求めることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。